

生活保護法による保護の基準表(16年度)

(平成16年4月1日現在 単位:円)

年齢	基準額
0歳	14,300
1~2	20,810
3~5	25,740
6~8	30,590
9~11	34,810
12~14	42,030
15~17	45,180
18~19	40,120
20~40	38,170
41~59	36,460
60~69	34,480
70~	31,120

人員	基準額	冬季加算 11~3月
1人	41,480	23,250
2人	45,910	30,110
3人	50,890	35,940
4人	55,370	40,750
5人	55,810	42,390
6人	56,250	44,030
7人	56,690	45,670
8人	57,130	47,310
9人	57,570	48,950
10人	58,010	50,590

入院患者日用品費	
基準	23,150 以内
冬加	3,600

介護施設入所者基本生活費	
基準	9,890 以内
冬加	3,600

期末一時扶助	1人当たり	13,540
--------	-------	--------

各種加算(※1)			
妊婦	6か月未満	9,140	
	6か月以上	13,810	
産婦	母乳6か月	8,490	
	人工栄養3か月		
老齢	71歳以上	在	9,670
		入	8,040
	69歳以上71歳未満の病弱者	在	7,250
		入	6,030
70歳	在	3,760	
	入	0	
母子	基準(1人)	在	23,260
		入	19,380
	第2子加算	在	1,840
第3子以降	在	940	
	入	770	
障害者	1級・2級	在	26,850
		入	22,340
	3級	在	17,890
	入	14,890	
重度障害者(※2)			14,480
家族介護(※3)			12,140
他人介護	実施機関	69,970以内	
	市長承認	104,970以内	
	大臣基準(※5)	139,200以内	
在宅患者			13,290
介護施設入所者			9,890
介護保険料		介護保険料の実費	
放射線障害者	(1)	42,760	
	(2)	21,380	
児童養育(※4)	第1・2子	5,000	
	第3子以降	10,000	

入所保護基準	
救護施設	更生施設
64,240	68,050
冬期加算 10,640	
期末一時扶助 5,070	

一時扶助		
配電、給排水設備費	117,000 以内	
	特別基準 175,500 以内	
家具什器費	25,000 以内	
	特別基準 40,000 以内	
家財保管料	特別基準 13,000 以内	
家財処分料	特別基準 最小限度の額	
妊娠検査料	特別基準 最小限度の額	
入学準備金	小学校 39,500	
	中学校 46,100	
被服	出産準備被服 45,800 以内	
	寝具 限度額	新規 18,800 以内
		再生 12,900 以内
	平常着	12,600 以内
	学童服小4進級時	12,600 以内
	寝巻(入院時)	3,900 以内
紙おむつ等(常時失禁)	23,500 以内	

生業扶助	
生業費	45,000 以内
	特別基準 75,000 以内
技能修得費	65,000 以内
	特別基準 109,000 以内
	市長承認 380,000 以内
就職支度費	29,000 以内

人工栄養費	
基準(11,930)+1類25%(3,575)	=15,505

住宅扶助	1人	2~6人	7人~
	~35,000	~46,000	~55,000
	1人特別基準		46,000 以内
住宅維持費			117,000 以内
	特別基準		175,500 以内

教育扶助	小学校		中学校	
	基準月額学用品費	2,150	4,180	
	学級費等	610		740
	災害時等の再支給	11,100		21,700
	中学校進学時の辞書代	4,100		
給食費、準教科書代、スキー・スケート等教材代 →実費支給(スキー・スケートについては別途通知)				

出産扶助	施設分べん	155,000 以内
	居宅分べん	204,000 以内
	特別基準	240,000 以内
	衛生材料費	5,400 以内

葬祭扶助	基準	大人 193,000 以内
	運搬料	小人(12歳未満) 154,400 以内
		8,230 以内

勤労控除			
特別控除	年額	基礎控除 別表	
		1人目	150,900
1.3倍	2人目以降	128,265	
	1人目	196,170	
新規就労控除	2人目以降	166,744	
	1人目	10,400	
未成年者控除		11,600	

※1 各種加算の「在」は在宅者、「入」は入院患者または施設入所者を示す。
 ※2 平成16年7月1日から14,430円
 ※3 平成16年7月1日から12,090円
 ※4 平成16年8月1日から小学校3年生終了前の児童を養育する者が対象となる。
 ※5 平成15年度基準

□ H15より増額
 ■ H15と同額
 ○ 他は減額